

ローン減税の特例を創設することいたしております。

具体的には、住宅借入金の限度額を一千万、控思つております。

除期間を五年間といたしました上で、その税額控除の額を、バリアフリー改修工事の工事費用に係る住宅借入金の2%相当額、それから、バリアフリー改修工事とあわせて行うその他の増改築工事に係る住宅借入金の年末残高の1%相当額、この合計額を税額控除できるという仕組みでござります。

整合性ということはわかりましたけれども、今後、他の法律も含めて検討していくだければと思つております。

しかしながら、私もそのよい例なのですが、働き手となつて都会で税金を納める人たちは、地方が支出した予算で公教育を受けてきた人が多いわけです。そして、既に引退して福祉サービスを受けている両親は、やはり、ふるさとである地方が支出する予算を使つております。そのため、働き手となつて住民税を納めている人の税額を全額居住している場所で支払う現在の制度は、地方にとって不公平ではないかと考えます。

具体的には、住宅内での移動等の安全性を確保する、介助行為を容易にするという観点から、これらの法律に定められております廊下の拡幅、階段の勾配の緩和等を対象といたしております。今御質問がございましたキッキンの改修工事は対象にはなっておりません。

険を回避するために必要であるということがござりますけれども、今申しましたように、現在、これら法律におきましてバリアフリー改修工事とはされていないことも踏まえまして、今回の税制改正の案では特例の対象工事とはしておらないものでございまして、その点は御理解を賜りたいと思います。

ただし、今回定められましたバリアフリー改修工事とあわせてキッチンの改修を行う場合には、一般の増改築工事に係る住宅ローン減税の対象にはなりますので、借入金の1%相当額の税額控除の対象にはなるところでございます。

○岡崎政府参考人 お答え申し上げます。

個人住民税は、地域社会の会費ということで、地域における行政サービスの経費を賄うために、地域住民が能力と受益に応じて負担するものであるということが基本でありまして、基本的に、現在の住所地の地方団体に納税すべきものでござります。したがいまして、個人住民税の一部を割いて御指摘のようなふるさとに当たる地方団体に納税するということは、地方税としての理論づけが、自分が生まれ育った地域のために、現在の住所地に支払う住民税の一部をふるさとの地方自治体に納税できる制度を入れるべきと考えますが、いかがでしようか。

は、世界全体にとって重要な問題です。こうした中、一九九七年に世界各国が京都に集い、京都議定書が策定されました。これを受けて、我が国では、一昨年の四月に京都議定書目標達成計画が閣議決定されております。この中で、森林の整備は、 CO_2 吸収源として、地球温暖化対策として最も重要であると位置づけられております。

また、森林は、水の供給源でもありますし、栄養塩を供給することにより、水産業の漁獲高にも影響しております。そのため、森林の手入れは重要であり、農林水産省では森林や川や海を守るために予算をつけておりますが、こうしたことにより必要な財源は地方自治体からも支出されておりま

○広津委員 次に、特別会計に関する法律案についてですが、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律を踏まえ、特別会計の統廃合、一般会計と異なる取り扱いの整理、企業会計の慣行を参考にした特別会計の財務情報の開示等の措置を講じられたと言わわれております。

○広津委員 わかりました。総合的な検討で、ぜひ前向きにやつていただきたいと思います。

○国際競争力にどのような影響があるかなどを十分に踏まえて、総合的に検討していく必要があると考えております。

なかなか難しいことがございます。

また、お話をありましたように、納税地の地方団体を納税義務者が自由に指定するというような仕組みにつきましては、これは税としての性格からしていかがなものかという点、さらに、それでは法律で一定の要件であるさとというものを定義したらどうかということになりますと、これはまた、その定義づけが極めて困難であります上に、執行上、そうした要件の確認が大変手間がかかるというような問題がございます。

御提案のような仕組みにつきましては従来も議論されてまいりましたけれども、以上申し上げました問題がございますので、税制として具体化するのは困難であるということで、これにかわるものといたしまして、地方団体に寄附金を寄附した場合に所得額から控除する制度、これをいわゆるふるさと寄附金控除制度と言つておりますけれども、そういう寄附金控除の仕組みが設けられたところでございます。

こういう経緯を踏まえまして、御提案の趣旨を今後どのように生かせるのかについては検討してまいりたいと考えております。

○広津委員 だめだ、だめだと言つていると先に進みませんので、ぜひ前向きに検討していくだければと思つております。

次に、地球温暖化を初めとする地球環境の問題は、世界全体にとって重要な問題です。こう

空気も水も食料も、農山漁村に暮らす少數の人々だけではなく、都會の多くの人が生きていく上でも必要不可欠なものです。現在、地方自治体は、比較的過疎地の自治体がそれらの手入れの費用を支払っており、都會の人はフリーライダーとなつております。

そこで、地球環境を維持するための費用は広く國民一般で負担すべきであると考え、海、山、川、森林などの手入れに必要な財源を確保するために、都會の人も含む広く一般國民から、國税として環境税を取り、手入れをしなければならない面積等に比例して地方に配分すべきと考えます

が、いかがでしようか。

○尾身國務大臣 環境問題につきましては、近年、オゾン層破壊や酸性雨、地球温暖化など、地球規模の環境負荷の増大や多様化が進んでいるものと考えております。特に地球温暖化問題は、人類の生存基盤にかかる最も重要な環境問題の一つでございまして、環境と経済の両立という基本的考え方方に立つて、環境対策を大胆に実行していくことが重要であると考えます。

その中で、いわゆる環境税につきましては、温暖化対策全体の中での具体的にどのような位置づけになるのか、また、どのような効果が見込まれるのか、それから、そうした税の導入が國民経済や國民競争力にどう影響があるかなどを今一

なかなか難しいことがござります。

また、お話をありましたように、納税地の地方団体を納税義務者が自由に指定するというような仕組みにつきましては、これは税としての性格からしていかがなものかという点、さらに、それでは法律で一定の要件でふるさとというものを定義したらどうかということになりますと、これはまた、その定義づけが極めて困難であります上に、執行上、こうした要件の確認が大変手間がかかるというような問題がございます。

御提案のような仕組みにつきましては従来も議論されてまいりましたけれども、以上申し上げました問題がござりますので、税制として具体化するのは困難であるということで、これにかわるものとのいたしまして、地方団体に寄附金を寄附した場合に所得額から控除する制度、これをいわゆるふるさと寄附金控除制度と言つておりますけれども、そういう寄附金控除の仕組みが設けられたところでございます。

こういう経緯を踏まえまして、御提案の趣旨を今後どのように生かせるのかについては検討してまいりたいと考えております。

○広津委員 だめだ、だめだと言つていると先に進みませんので、ぜひ前向きに検討していただければと思つております。

次に、地球温暖化を初めとする地球環境の問題とは、世界全体にとって重要な問題です。こうした中、一九九七年に世界各国が京都に集い、京都議定書が策定されました。これを受けて、我が国では、一昨年の四月に京都議定書目標達成計画が閣議決定されております。この中で、森林の整備は、CO₂吸収源として、地球温暖化対策として

空気も水も食料も、農山漁村に暮らす少數の人々だけではなく、都會の多くの人が生きていく上でも必要不可欠なものです。現在、地方自治体は、比較的過疎地の自治体がそれらの手入れの費用を支払っており、都會の人はフリーライダーとなつております。

そこで、地球環境を維持するための費用は広く國民一般で負担すべきであると考え、海、山、川、森林などの手入れに必要な財源を確保するため、都會の人も含む広く一般國民から、國稅として環境税を取り、手入れをしなければならない面積等に比例して地方に配分すべきと考えますが、いかがでしようか。

○尾身國務大臣 環境問題につきましては、近年、オゾン層破壊や酸性雨、地球温暖化など、地球規模の環境負荷の増大や多様化が進んでいるものと考へております。特に地球温暖化問題は、人類の生存基盤にかかる最も重要な環境問題の一つでございまして、環境と經濟の両立という基本的考え方によつて、温暖化対策を大胆に実行していくことが重要であると考えます。

その中で、いわゆる環境税につきましては、温暖化対策全体の中で具体的にどのような位置づけになるのか、また、どのような効果が見込まれるのか、それから、そうした税の導入が國民經濟や國際競争力にどのような影響があるかなどを十分に踏まえて、総合的に検討していく必要があると考えております。

○広津委員 わかりました。総合的な検討で、ぜひ前向きにやつていただけないとありがたいと思います。

次に、特別会計に関する法律案についてですが、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律を踏まえ、特別会計の統廃合、一般会計と異なる取り扱いの整理、企業会計の慣行を参考にした特別会計の財務情報の開示等の措置を講じられたと言わわれております。それでは、今回の特別会計に関する法律案のボ

イントは何か、簡単に御説明いただければ幸いで
す。

○尾身国務大臣

この法律案は、一般会計と区分して、経理を行うために特別会計を設置し、その目的、管理及び経理について定めるとともに、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に定められた特別会計の廃止及び統合、一般会計と異なる取り扱いの整理、特別会計に係る情報開示を実施に移すための法律案であります。

具体的には、行革推進法において廃止及び統合を行うことが定められている特別会計につきまして、そのすべて盛り込むことにより、現行三十一ある特別会計を平成二十二年度末までに十七とすることにしている。また、余剰金の処理や借入金規定などの一般会計と異なる取り扱いを整理するため、各特別会計ごとに個々に定められていた会計手続を横断的に見直し、第一章総則に各特別会計に共通する規定を定める一方、第二章各節に各特別会計別の規定を定める、いわゆる一括法として新たに制定することとしているものであります。

これによりまして、すべての特別会計の設置根拠は一元化され、特別会計全体が一覧性をもつて法制度化、法律化されることになります。

企業会計の慣行を参考にした資産、負債等の開示を法定化するなど、特別会計に係る情報開示を進めるための規定についても整備することとしております。

○広津委員長 どうもありがとうございました。
次に、今回の法律案では、新たに特別会計の財務情報の開示に関する規定が設けられたそうですが、その趣旨もお伺いしたいと思います。

さらに、特別会計の慣行を参考とした財務書類を作成することとさられていますが、具体的に、どのような方法で、どのような書類を作成することとなつたのでしょうか。それによつてどういう効果があるのかについて、あわせてお伺いいたします。

○松元政府参考人 お答えいたします。

本法律案では、行革推進法の規定を踏まえまして、特別会計の財務状況に関する透明性を高め、国民に対する説明責任を一層果たしていく観点から、特別会計の財務情報の開示に関する規定を設けたところでございます。

情報開示の具体的な内容といたしましては、全特別会計に対しまして、企業会計の慣行を参考などにより開示するところとしているところでございます。会に提出することを義務づけるとともに、特別会計の財務状況を適切に示す情報をインターネットなどでより開示するところとしているところでございます。

こうした措置によりまして、各特別会計のフロード、ストック両面における財務状況の透明性が高まるとともに、国民に対する説明責任をより一層果たしていくことにつながるものと考えております。

○広津委員長

御説明、どうもありがとうございました。

さらに、特別会計に関する法律案では、インターネットを活用して特別会計の財務情報を国民に開示することが義務づけられていますが、どのように開示するか。

○松元政府参考人 お答えいたします。

本法律案では、特別会計の財務情報に対しまして国民が容易にアクセスできるよう、インターネットの活用などによる情報開示を義務づけています。

本法律案では、特別会計の財務情報に対しまして国民が容易にアクセスできるよう、インターネットの活用などによる情報開示を義務づけています。

○広津委員長

どうもありがとうございました。

○伊藤委員長

お答えいたしました。

次に、今回の法律案では、新たに特別会計の財務情報の開示に関する規定が設けられたそうですが、その趣旨もお伺いしたいと思います。

さらに、特別会計の慣行を参考とした財務書類を作成することとさられていますが、具体的に、どのような方法で、どのような書類を作成することとなつたのでしょうか。それによつてどういう効果があるのかについて、あわせてお伺いいたします。

て、国民が容易に財務情報を入手し、利用できるものと考えております。

○広津委員長

どうもありがとうございました。

なお、ニュージーランドという国は、公会計を既に採用しており、EDINET上で、民間企業と並んで、国の財政状態や収支の状況などをわかりやすく開示しております。このように、迅速かつ適度な分量の開示が行われると、情報利用者はその情報を大変利用しやすくなります。

今後、日本やそれぞれの県、市や町なども、このように情報開示されることにより、住民への情報提供や情報の比較可能性が高まり、公債発行にも役立つと思いませんので、これを進められたらよいと思います。

これで私の質問を終わります。

○伊藤委員長

次に、石原宏高君。

○石原(宏)委員

自由民主党の石原宏高です。

本日は、特別会計に関する法律案並びに所得税法等の一部を改正する法律案について御質問をさせていただきます。

初めに、二月二十二日の本会議において、民主党の馬淵議員が、特別会計に関する法律案に関し、質問を行われました。だれもが疑問に感じている特別会計の問題について鋭く質問をされたことは評価いたしますが、特別会計の問題を考え上で大きく国民を誤解させる点があり、その点について、まず御質問をさせていただきたいと思います。(発言する者あり)

○伊藤委員長

御静瀬にお願いいたします。

○石原(宏)委員

民主党の馬淵議員は、本会議の質問で、特別会計は日本のインフラ整備等を急速に発展させるために有効な手段であったと評価しました後に、急成長を遂げた我が国が安定成長の時期に入つて、今後、一つ一つの特別会計にかかる事業を見直し、行政の仕組みを抜本的に改める必要があると述べられました。それは、特別会計の経理している事務事業の内容の情報や、予算、決算の概要、一般会計からの繰入金の額及び繰り入れの理由などについて開示することを予定いたしました。

このように、特別会計の財務情報をインターネットなどを活用して開示することによりまし

定を減らすことが目的であるように、特別会計をゼロベースで考え全廃する、国債整理基金特別会計と交付税及び譲与税配付金特別会計のみ残し、二十九の特別会計を廃止する、また、今回の政府案では勘定を六十二から五十にしか減らしていない」といった発言をされたことは、私は、明らかにアプローチとして間違っていると思います。

○伊藤委員長

どうふうに考えます。

しかし、あたかも、特別会計の数を減らす、勘

定を減らすことが目的であるように、特別会計をゼロベースで考え全廃する、国債整理基金特別会計と交付税及び譲与税配付金特別会計のみ残し、二十九の特別会計を廃止する、また、今回の政府案では勘定を六十二から五十にしか減らしていない」といった発言をされたことは、私は、明らかにアプローチとして間違っていると思います。

それは、特別会計やその内訳の勘定の数を減らすことが特別会計の問題を改めることではなく

だけの規模となれば、何か無駄遣いの温床になつたのではないかと疑問を抱くようになります。

これが拡大し、平成十九年度予算ベースの純計百七十五兆円でも一般会計予算の二倍以上となり、このように情報開示されることにより、住民への情報提供や情報の比較可能性が高まり、公債発行にも役立つと思いませんので、これを進められたらよいと思います。

これで私の質問を終わります。

○伊藤委員長

次に、石原宏高君。

○石原(宏)委員

自由民主党の石原宏高です。

本日は、特別会計に関する法律案並びに所得税法等の一部を改正する法律案について御質問をさせていただきます。

初めに、二月二十二日の本会議において、民主党の馬淵議員が、特別会計に関する法律案に関し、質問を行われました。だれもが疑問に感じている特別会計の問題について鋭く質問をされたことは評価いたしますが、特別会計の問題を考え上で大きく国民を誤解させる点があり、その点について、まず御質問をさせていただきたいと思いま

す。(発言する者あり)

○伊藤委員長

御静瀬にお願いいたします。

○石原(宏)委員

民主党の馬淵議員は、本会議の質問で、特別会計は日本のインフラ整備等を急速に発展させるために有効な手段であったと評価しました後に、急成長を遂げた我が国が安定成長の時期に入つて、今後、一つ一つの特別会計にかかる事業を見直し、行政の仕組みを抜本的に改める必要があると述べられました。それは、特別会計の経理している事務事業の内容の情報や、予算、決算の概要、一般会計からの繰入金の額及び繰り入れの理由などについて開示することを予定いたしました。

このように、特別会計の財務情報をインターネットなどを活用して開示することによりまし

たところでございました。

本法律案では、特別会計の財務情報に対しまして国民が容易にアクセスできるよう、インターネットの活用などによる情報開示を義務づけています。

○伊藤委員長

お答えいたしました。

般会計と特別会計は統合され、国全体としての歳出歳入、企業でいえばP.L., B.Sを作成することで、国が行う各事業の適正性を判断することができ、国の財政の全体像を国民が理解する上で望ましいと考えます。

さらに、国の事業とのP.L., B.Sを作成することで、国が行う各事業の適正性を判断することができ、これは、近年、企業の有価証券報告書が部門別の収支や資産、負債を掲載することになった流れにも即しているというふうに考えます。

私は、今回の特別会計の見直しは、そこに向かう通過点であり、今後さらなる議論を重ねていかないといけないというふうに考えます。私の考えはこの辺で終わりにしますして、初めの質問として、今まで私が述べました所見につきまして、尾身大臣の御意見をお伺いいたします。(発言する者あり)

○伊藤委員長 御静粛にお願いします。

○尾身国務大臣 特別会計改革の本質について、極めて的を射た、いい御意見をいただけたと思っております。

特別会計とは、国が行う必要のある事業で、保険料で年金を給付するといったような受益と負担の関係を明確にするため、一般会計と区分して経理する必要がある場合に設置されているものであります。各特別会計は、これまで、事業の推進と政策目的の実現に一定の貢献をしてきたところであります。

他方、特別会計は、その数が多数に上るなど、わかりにくくなつたため、国民による監視が不十分となつて、無駄な支出が行われやすいなどといった問題点が指摘されてまいりました。

そうした中で、行革推進法の制定に当たっては、国民への説明責任を十分に果たすとともに、財政健全化に貢献するなどを目的として、全特別会計について、それぞれの設置の趣旨にまでさかのぼつた見直しを行い、その成果を本法案において実施に移すこととしております。したがいまして、御指摘のとおり、特別会計の数やその勘定数は、こうした見直しの結果として

定めるものであると考えております。

また、特別会計改革をさらに推進するために観点から、企業会計の考え方を活用した基準に基づき、各省庁の財務状況を開示する省別財務書類や、一般会計と特別会計を合わせた国全体の財務状況を国民にわかりやすい形で開示していくことが不可欠であると考えております。このようないいとこだしましては、一つは、公共事業、行政的事業、保険事業など、国が行う事業の収支を明らかにするための事業特別会計、二つ目が、国が行う資金運用の収支を明らかにするための資金運用特別会計三つ目が、その他特定の目的のための収支を他と区分して整理するための整理区分特別会計といった分類があるところでございます。

石原委員御指摘の方法は、各会計の事業や収入に区分した書類を予算の参考資料として作成する

こととされており、現在、その体系化やシステム化について鋭意検討中であり、作業が整い次第、実施に移していくことにしております。

いずれにいたしましても、各特別会計に徹底し

た情報開示を義務づけた上、説明責任が十分果た

されていない歳出や財政統制が十分に働いていない歳出が把握された場合には、それを予算査定に反映させていくことが重要であり、こうした方針に沿いまして、さらに改革を進めてまいりたいと考えております。

○石原(宏)委員 次に、特別会計を理解する上

で、十七特別会計を大枠で識別することが重要で

はないかと考えます。

○石原(宏)委員 次に、資料二を見ていただき

て、十七特別会計を大枠で識別する重要な

資料を配らせていただきたいんですけれども、

ちょっと資料を配らせていただきたいんであります。

○尾身国務大臣 特別会計はおのの性格が異なるだけでも、特別会計はおのの性格が異なるわけですね

が、例えば資料一のように大枠で識別してみると、特別会計の理解をする上でわかりやすいと思

うのですが、その点について財務省の御見解をお聞かせください。

○尾身国務大臣 特別会計については、財政法の第十三条におきまして、国が特定の事業を行つ場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合

その他の歳入をもつて特定の歳出に充て、一般会計と区分して経理する必要がある場合の三つに設置することができますこととされております。

この規定に基づき設置される特別会計の種類、性格による区分につきましては、特段の法律上のの

規定はなく、特にどのような標準に基づいて区分するかという点について定説があるわけではございません。

行政当局が説明の便宜上これまで行つてきたものといたしましては、一つは、公共事業、行政的事業、保険事業など、国が行う事業の収支を明らかにするための事業特別会計、二つ目が、その他特定の目的のための収支を他と区分して整理するための整理区分特別会計といつた分類があるところでございます。

石原委員御指摘の方法は、各会計の事業や収入の内容に基づいて各特別会計の性格を区分するものであります。特定の歳入をもつて事業等の特定の歳出に充てることを区分して経理する特別会計の意義からいいましても、合理性のある分類方法の一つであると考えております。

○石原(宏)委員 次に、資料二を見ていただきたいですけれども、財務省からいただいた資料をもとに、新しい十七の特別会計の平成十九年度予算の歳出と歳入、さらに平成十六年度末の資産、負債、資産と負債の差額の数値を一覧にまとめたものであります。

長年、銀行マンとして勤めておりましたので、審査の心得で、すぐP.L., B.Sをつくりたがつてしまふわけではありませんけれども、こういう表を見

てまず聞くことは、やはり大きな項目についての内容、また資産と負債の差額がマイナスになつて

いる点について伺う必要があるというふうに考

るわけありますけれども、馬淵議員が二十二日の本会議の中でも、分科会を開いて、そして一つ

一つの特別会計について議論をすべきだと言われましたが、私はそのとおりだと思います。

しかし、分科会というよりも、予算委員会の中

でしつかりと与野党ともにこの特別会計の中身を議論することがそばらしいことだと思うんですけども、残念なことに、野党からも、今までの審

議の中ではそういう指摘はなかったのではないか

というふうに私は思います。

最後に、所得税法等の一部を改正する法律案の

関連で、一問、質問をさせていただきます。

納税者数、滞納状況等に見られるように、納税環境は近年大きく変動しております。また、経済

取引の国際化、高度情報化による調査、徴収事務

の業務の一層の複雑困難化により、事務量が増大しております。

このような中で、納税者の納税意識のさらなる向上の必要性にもかんがみると、複雑困難であ

り、かつ高度の専門知識を要する職務に従事する税職員について、税負担の公平を確保する税務

執行の重要性を踏まえて、徴税を初め、真に必要な部門には適切に定員を配置するという政府の方針及び職員の年齢構成の特殊性等、従来の経緯に配慮し、今後とも、処遇の改善、定員の確保、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を行うことが必要だと考えます。

また、高度情報化社会の急速な進展により、経済取引の広域化、複雑化及び電子化等の拡大が進む状況下では、従来にも増して、税務執行体制の整備と事務の機械化の充実に特段の努力を行つことが必要だと考えます。

こうしたところについて政府としても十分配慮すべきであると思いますが、政府としての御見解をお伺いいたします。

○尾身国務大臣 ただいま御指摘のございましたいろいろな事項に関しましては、政府といたしまして、御趣旨に沿つて配慮してまいりたいと思います。

○石原(宏)委員 これで私の質問を終わらせていただきます。

○尾身国務大臣 ただいま御指摘のございました

いろいろな事項に関しましては、政府といたしまして、御趣旨に沿つて配慮してまいりたいと思

います。

○石原(宏)委員 これで私の質問を終わらせていただきます。

○伊藤委員長 ただいまの宮下一郎君の動議に賛成の諸君の……(発言する者、離席する者多く、聴取不能)ただいま議決いたしました委員会報告書につきましては……(聴取不能)本日は、これにて散会いたします。